（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部改正）

第五条　担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
十六　［略］	十六　株式会社しんきん信託銀行
十七　［略］	十七　［同上］
十八　［略］	十八　［同上］
十九　［略］	十九　［同上］
二十　［略］	二十　［同上］
二十一　［略］	二十一　［同上］
二十二　［略］	二十二　［同上］
二十三　［略］	二十三　［同上］
	二十四　［同上］
［号を削る。］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第三十九号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、同項第十五号に掲げる者のうち適格機関投資家に該当する者を次のように指定し、平成五年四月一日から適用する。	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、同項第十五号に掲げる者のうち適格機関投資家に該当する者を次のように指定し、平成五年四月一日から適用する。
名　称　　住　所	名　称　　住　所
［略］	［同上］
常陸農業協同組合　茨城県常陸太田市山下町三千八百八十九番地	常陸農業協同組合　茨城県常陸太田市山下町三千八百八十九番地
茨城むつみ農業協同組合　茨城県猿島郡境町大字長井戸二十三番地	［同上］
［略］	厚木市農業協同組合　神奈川県厚木市水引二丁目十番三十八号
厚木市農業協同組合　神奈川県厚木市水引二丁目九番二号	［同上］
［略］	越後中央農業協同組合　新潟県新潟市西蒲区巻甲一万二千十
越後中央農業協同組合　新潟県新潟市西蒲区漆山八千八百三十三番地	［同上］
［略］	伊豆太陽農業協同組合　静岡県下田市東本郷一丁目十二番八号
伊豆太陽農業協同組合　静岡県下田市東本郷一丁目十二番八号	［同上］
富士宮農業協同組合　静岡県富士宮市外神東町百十七番地	［同上］
三島函南農業協同組合　静岡県三島市谷田字城の内百四十一番地の一	［同上］
［略］	愛知みなみ農業協同組合　愛知県田原市福江町堂前十三番地の一
愛知みなみ農業協同組合　愛知県田原市古田町岡ノ越六番地四	